

新型コロナウイルスでの経済対策について

「京阪総合会計事務所」代表・疋田税理士からの情報

○経済産業省

中小企業向けに、資金繰りや助成金・下請け取引、雇用問題、臨時休校に伴う保護者支援策、フリーランス向けなど様々な支援の情報が入り込んでいます。

○日本政策金融公庫

前年同月と比較して5%以上売り上げが減少している場合は新型コロナウイルス感染症特別貸付が受けられます。申込方法が掲載されています。当座の資金が必要な場合があります。こちらを検討しましょう。

○各自治体

経済産業省とは別に自治体単位での支援情報が案内されています。生活支援なども紹介されています。

○厚生労働省

△雇用調整助成金

売上が減少した事業主

が、従業員の一時的な休業、教育訓練、出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合の休業手当、給与等の一部助成あり。現在は休業などをした後の「申請書類の事後提出もOK。」

○国税庁

△納税の猶予制度

所得がある場合(＝黒字)は納税が必要ですが、赤字になった場合は納税の必要はありません。しかし、消費税は別。黒字、赤字に関わらず、計算結果

が納税ならば納税しなければなりません。

①納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと。

②納税者又はその者と生計を一にする親族が病気に

かかり、又は負傷したこと。
③納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと。
④納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと。

⑤前各号のいずれかに該当する事実に関する事実があったこと。これらの条件に当てはまるなら、納税を猶予してもらえます。場合によっては延滞税の免除も受けられる場合もあります。

△法人の申告期限の延長

個人(所得税、消費税、贈与税)の申告期限と振替納税、各種届出書の提出期限の日が4月16日に

延長されました。法人に関しては一律の延長制度は決まっていますが、や

むを得ない事情があり、申告や納付が困難な場合は期限の延長が可能です。

当初の申告期限が経過した後でも税務署への申請は可能です。ただし、税務署(国税)に申告期限延長の届出を提出した場合、法人住民税(地方税)の延長申請は「別途の申請は不要」ですが、法人事業税(地方税)の延長申請は「別途の申請が必要」です。総務省は「新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの申告期限の延長について」という事務連絡を令和2年2月27日に発表。そのため、税務署(国税)に申告期限の延長を申請する場合は法人事業税の申告期限の延長申請は別途、行う必要があります。この点にご注意ください。

詳しくはそれぞれの団体のHPを参考にしてください。